

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

## 広島県条例第七十四号

### 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

#### の一部を改正する条例

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第三号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

#### 目次

- 第一章 総則（第一条―第二十一条）
- 第二章 助産施設（第二十二条―第二十五条）
- 第三章 乳児院（第二十六条―第三十五条）
- 第四章 母子生活支援施設（第三十六条―第四十四条）
- 第五章 保育所（第四十五条―第五十一条）
- 第六章 児童厚生施設（第五十二条―第五十五条）
- 第七章 児童養護施設（第五十六条―第六十五条）
- 第八章 障害児入所施設
  - 第一節 福祉型障害児入所施設（第六十六条―第七十四条）
  - 第二節 医療型障害児入所施設（第七十五条―第七十九条）
- 第九章 児童発達支援センター
  - 第一節 福祉型児童発達支援センター（第八十条―第八十五条）
  - 第二節 医療型児童発達支援センター（第八十六条―第八十九条）
- 第十章 情緒障害児短期治療施設（第九十条―第九十七条）
- 第十一章 児童自立支援施設（第九十八条―第一百八条）
- 第十二章 児童家庭支援センター（第九十九条―第一百一条）
- 第十三章 雑則（第一百十二条）

#### 附則

第一条中「（第三十八条第二項を除き、助産施設、保育所、児童厚生施設及び児童家庭支援センターに限る。以下同じ。）」を削る。

第十三条中「第四十七条第二項」を「第四十七条第一項」に改める。

第十四条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 児童福祉施設（助産施設、保育所、児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。

）の長は、利用者等の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、利用者等を入浴させ、又は清しきしななければならない。

第十六条第二項中「児童相談所等における児童の入所前の」を「次の表の上欄に掲げる」に改め、「（以下この項において「入所前健康診断」という。）」を削り、「当該入所前健康診断が入所した児童に対する入所時の」を「当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる」に、「当該健康診断」を「同欄に掲げる健康診断」に改め、同項後段中「入所前」を「それぞれ同表の上欄に掲げる」に改め、同項に次の表を加える。

|                       |                    |
|-----------------------|--------------------|
| 児童相談所等における児童の入所前の健康診断 | 入所した児童に対する入所時の健康診断 |
| 児童が通学する学校における健康診断     | 定期的健康診断又は臨時の健康診断   |

第十六条第四項中「助産又は」を「入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは」に改める。

第三十九条を第一百二十二条とする。

第六章を第十三章とする。

第三十八条第二項中「（社会福祉法第十四条に定める福祉に関する事務所をいう。）」、「（母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第八条第一項に規定する母子自立支援員をいう。）」、「（母子及び寡婦福祉法第六条第六項に規定する母子福祉団体をいう。）」、「（厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第二十三条第一項に規定する公共職業安定所をいう。）」及び「（地域保健法第十八条第一項に規定する市町村保健センターをいう。）」を削り、第五章中同条を第百十一条とし、第三十七条を第百十条とし、第三十六条を第百九条とし、同章を第十二章とする。

第十二章の前に次の五章を加える。

## 第七章 児童養護施設

### （設備の基準）

第五十六条 児童養護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 児童の居室、相談室、調理室、浴室及び便所を設けること。
- 二 児童の居室の一室の定員は、これを四人以下とし、その面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は、これを六人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とする。

三 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。

四 便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

五 児童三十人以上を入所させる児童養護施設には、医務室及び静養室を設けること。

六 入所している児童の年齢、適性等に応じ職業指導に必要な設備（以下「職業指導に必要な設備」という。）を設けること。

（職員）

第五十七条 児童養護施設の設置者は、児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員並びに乳児が入所している施設にあつては看護師を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施設において児童の養育に五年以上従事した者又は法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

3 心理療法を行う必要があると認められる児童十人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。

4 心理療法担当職員は、学校教育法に規定する大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

5 実習設備を設けて職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。

6 児童指導員及び保育士の総数は、満二歳に満たない幼児おおむね一・六人につき一人以上、満二歳以上満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の幼児おおむね四人につき一人以上、少年おおむね五・五人につき一人以上とする。ただし、児童四十五人以下を入所させる施設にあつては、更に一人以上を加えるものとする。

7 看護師の数は、乳児おおむね一・六人につき一人以上とする。ただし、一人を下回ることはできない。

（児童養護施設の長の資格等）

第五十八条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、知事が指定する者が行う児童養護施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

一 医師であつて、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 児童養護施設の職員として三年以上勤務した者

四 知事が前各号に掲げる者と同年以上の能力を有すると認めらる者であつて、次に掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は知事が指定する講習会の課程を修了したもの  
イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間

ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

ハ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）

2 児童養護施設の長は、二年に一回以上、その資質の向上のための知事が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（児童指導員の資格）

第五十九条 児童指導員は、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者その他規則で定める者でなければならない。

（養護）

第六十条 児童養護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援することを目的として行わなければならない。

（生活指導等）

第六十一条 児童養護施設における生活指導は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、かつ、将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるように行わなければならない。

2 児童養護施設における学習指導は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。

3 児童養護施設における職業指導は、勤労の基礎的な能力及び態度を育てるとともに、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等及び必要に応じ行う実習、講習等の支援により行わなければならない。

4 児童養護施設における家庭環境の調整は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。

（自立支援計画の策定）

第六十二条 児童養護施設の長は、第六十条の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童及びその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第六十三条 児童養護施設の設置者は、自らその行う法第四十一条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(児童と起居を共にする職員)

第六十四条 児童養護施設の長は、児童指導員及び保育士のうち少なくとも一人を児童と起居を共にさせなければならない。

(関係機関との連携)

第六十五条 児童養護施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

## 第八章 障害児入所施設

### 第一節 福祉型障害児入所施設

(設備の基準)

第六十六条 福祉型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 児童の居室、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室を設けること。ただし、児童三十人未満を入所させる施設であつて主として知的障害のある児童を入所させるものにあつては医務室を、児童三十人未満を入所させる施設であつて主として盲児又はろうあ児（以下「盲ろうあ児」という。）を入所させるものにあつては医務室及び静養室を設けないことができる。
- 二 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、職業指導に必要な設備を設けること。
- 三 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。
  - イ 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び音楽に関する設備
  - ロ 浴室及び便所の手すり並びに特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備
- 四 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設には、遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備を設けること。
- 五 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。

イ 訓練室及び屋外訓練場

ロ 浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備

- 六 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、階段の傾斜を緩やかにすること。
- 七 児童の居室の一室の定員は、これを四人以下とし、その面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は、これを六人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とすること。
- 八 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。
- 九 便所は、男子用と女子用とを別にすること。

(職員)

第六十七条 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。次項及び第三項において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設の設置者は、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者（障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として知事が定めるものをいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならぬ。

3 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、児童おおむね四・三人につき一人以上とする。ただし、児童三十人以下を入所させる施設にあつては、更に一人以上を加えるものとする。

4 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の設置者は、第一項に規定する職員並びに医師及び看護師を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

5 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医については、第二項の規定を準用する。

6 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数については、第三項の規定を準用する。

7 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の医師は、児童を対象とする精神科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

- 8 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の看護師の数は、児童おおむね二十人につき一人以上とする。
  - 9 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、第一項の規定を準用する。
  - 10 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
  - 11 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、乳幼児おおむね四人につき一人以上、少年おおむね五人につき一人以上とする。ただし、児童三十五人以下を入所させる施設にあつては、更に一人以上を加えるものとする。
  - 12 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の設置者は、第一項に規定する職員及び看護師を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。
  - 13 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、児童おおむね三・五人につき一人以上とする。
  - 14 心理指導を行う必要があると認められる児童五人以上に心理指導を行う場合には心理指導担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を置かなければならない。
  - 15 心理指導担当職員は、学校教育法に規定する大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
- (生活指導及び学習指導)
- 第六十八条 福祉型障害児入所施設における生活指導は、児童が日常の起居の間に、当該福祉型障害児入所施設を退所した後、できる限り社会に適應するようこれを行わなければならない。
  - 2 福祉型障害児入所施設における学習指導については、第六十一条第二項の規定を準用する。
- (職業指導を行うに当たって遵守すべき事項)
- 第六十九条 福祉型障害児入所施設における職業指導は、児童の適性に応じ、児童が将来できる限り健全な社会生活を営むことができるようこれを行わなければならない。
  - 2 前項に規定するほか、福祉型障害児入所施設における職業指導については、第六十一条第三項の規定を準用する。

(入所支援の計画の作成及び提供)

第七十条 福祉型障害児入所施設の長は、児童の保護者及び児童の意向、児童の適性、児童の障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき児童に対して障害児入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより児童に対して適切かつ効果的に障害児入所支援を提供しなければならない。

(児童と起居を共にする職員)

第七十一条 福祉型障害児入所施設（主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を除く。）については、第六十四条の規定を準用する。

(保護者等との連絡)

第七十二条 福祉型障害児入所施設の長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、児童の通学する学校及び必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と密接な連絡をとり、児童の生活指導、学習指導及び職業指導につき、その協力を求めなければならない。

(心理学的及び精神医学的診査)

第七十三条 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、入所している児童を適切に保護するため、随時心理学的及び精神医学的診査を行わなければならない。ただし、児童の福祉に有害な実験にわたってはならない。

(入所した児童に対する健康診断)

第七十四条 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設においては、第十六条第一項に規定する入所時の健康診断に当たり、特に盲ろうあの原因及び機能障害の状況を精密に診断し、治療可能な者については、できる限り治療しなければならない。

2 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、第十六条第一項に規定する入所時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮しなければならない。

## 第二節 医療型障害児入所施設

(設備の基準)

第七十五条 医療型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 医療型障害児入所施設には、医療法に規定する病院として必要な設備のほか、訓練室及び浴室を設けること。

二 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設には、静養室を設けること。



三 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、屋外訓練場、ギプス室（ギプスの装着、義肢装具の製作のための採型等を行う部屋をいう。）、特殊手工芸等の作業（肢体不自由のある児童に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的能力の伸長を図ることを目的として行わせる手芸、工芸その他の作業をいう。）を指導するのに必要な設備、義肢装具を製作する設備を設けること。ただし、義肢装具を製作する設備は、他に適当な設備がある場合は、これを設けることを要しないこと。

四 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設においては、階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設けること。

#### （職員）

第七十六条 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設の設置者は、医療法に規定する病院として必要な職員のほか、児童指導員、保育士及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。

2 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、児童おおむね六・七人につき一人以上とする。

3 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設の設置者は、第一項に規定する職員及び理学療法士又は作業療法士を置かなければならない。

4 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設の長及び医師は、肢体の機能の不自由な者の療育に関して相当の経験を有する医師でなければならない。

5 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、乳幼児おおむね十人につき一人以上、少年おおむね二十人につき一人以上とする。

6 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設の設置者は、第三項に規定する職員及び心理指導を担当する職員を置かなければならない。

7 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設の長及び医師は、内科、精神科、医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第三条の二第一項第一号ハ及びニ(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する医師でなければならない。

#### （心理学的及び精神医学的診査）

第七十七条 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設における心理学的及び

精神医学的診査については、第七十三条の規定を準用する。

(入所した児童に対する健康診断)

第七十八条 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設においては、第十六条第一項に規定する入所時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮しなければならぬ。

(児童と起居を共にする職員等)

第七十九条 医療型障害児入所施設（主として重症心身障害児を入所させる施設を除く。以下この項において同じ。）における児童と起居を共にする職員については第六十四条の規定を、生活指導及び学習指導については第六十八条の規定を、職業指導については第六十九条第一項の規定を、医療型障害児入所施設の長の保護者等との連絡については第七十二条の規定をそれぞれ準用する。

2 医療型障害児入所施設の長による入所支援の計画の作成及び提供については、第七十条の規定を準用する。

## 第九章 児童発達支援センター

### 第一節 福祉型児童発達支援センター

(設備の基準)

第八十条 福祉型児童発達支援センターの設備の基準は、次のとおりとする。

一 福祉型児童発達支援センター（主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。以下この号において同じ。）には、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（福祉型児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。

二 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次号において同じ。）の指導訓練室の一室の定員は、これをおおむね十人とし、その面積は、児童一人につき二・四七平方メートル以上とすること。

三 福祉型児童発達支援センターの遊戯室の面積は、児童一人につき一・六五平方メートル以上とすること。

四 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターには、静養室を設けること。

五 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、聴力検査室を設ける

こと。

六 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、指導訓練室、調理室、便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。

(職員)

第八十一条 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項において同じ。）の設置者は、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を通わせる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

2 福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士及び機能訓練担当職員の総数は、児童おおむね四人につき一人以上とする。

3 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

4 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの設置者は、第一項に規定する職員及び言語聴覚士を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を通わせる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

5 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

6 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、言語聴覚士及び機能訓練担当職員の総数は、児童おおむね四人につき一人以上とする。ただし、言語聴覚士の数は、四人以上でなければならない。

7 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの設置者は、第一項に規定する職員及び看護師を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を通わせる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

8 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、内科、精神科、医療法施行令第三条の二第一項第一号及び二(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

9 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、看護師及び機能訓練担当職員の数、児童おおむね四人につき一人以上とする。ただし、機能訓練担当職員の数は、一人以上でなければならない。

(生活指導並びに入所支援の計画の作成及び提供)

第八十二条 福祉型児童発達支援センターにおける生活指導については第六十八条第一項の規定を、福祉型児童発達支援センターの長による入所支援の計画の作成及び提供については第七十条の規定をそれぞれ準用する。

(保護者等との連絡)

第八十三条 福祉型児童発達支援センターの長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と密接な連絡をとり、児童の生活指導につき、その協力を求めなければならない。

(入所した児童に対する健康診断)

第八十四条 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターにおいては、第十六条第一項に規定する入所時の健康診断に当たり、特に難聴の原因及び機能障害の状況を精密に診断し、治療可能な者については、できる限り治療しなければならない。

(心理学的及び精神医学的診査)

第八十五条 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターにおける心理学的及び精神医学的診査については、第七十三条の規定を準用する。

## 第二節 医療型児童発達支援センター

(設備の基準)

第八十六条 医療型児童発達支援センターの設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 医療法に規定する診療所として必要な設備のほか、指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を設けること。
- 二 階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設けること。

(職員)

第八十七条 医療型児童発達支援センターの設置者は、医療法に規定する診療所として必要な職員のほか、児童指導員、保育士、看護師、理学療法士又は作業療法士及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。

(入所した児童に対する健康診断)

第八十八条 医療型児童発達支援センターにおいては、第十六条第一項に規定する入所時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密

に診断し、入所を継続するか否かを考慮しなければならない。

(生活指導等)

第八十九条 医療型児童発達支援センターにおける生活指導については第六十八条第一項の規定を、医療型児童発達支援センターの長による入所支援の計画の作成及び提供については第七十条の規定を、医療型児童発達支援センターの長の保護者等との連絡については第八十三条の規定をそれぞれ準用する。

#### 第十章 情緒障害児短期治療施設

(設備の基準)

第九十条 情緒障害児短期治療施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 児童の居室、医務室、静養室、遊戯室、観察室、心理検査室、相談室、工作室、調理室、浴室及び便所を設けること。
- 二 児童の居室の一室の定員は、これを四人以下とし、その面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。
- 三 男子と女子の居室は、これを別にすること。
- 四 便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

(職員)

第九十一条 情緒障害児短期治療施設の設置者は、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

- 2 医師は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
- 3 情緒障害児短期治療施設の心理療法担当職員は、学校教育法に規定する大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法に規定する大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならない。

- 4 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、情緒障害児短期治療施設において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 5 心理療法担当職員の数は、児童おおむね十人以上とする。

6 児童指導員及び保育士の総数は、児童おおむね四・五人につき一人以上とする。

(情緒障害児短期治療施設の長の資格等)

第九十二条 情緒障害児短期治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、知事が指定する者が行う情緒障害児短期治療施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、情緒障害児短期治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

一 医師であつて、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 情緒障害児短期治療施設の職員として三年以上勤務した者

四 知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認めらる者であつて、次に掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は知事が指定する講習会の課程を修了したもの

イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業(国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。)に従事した期間

ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

ハ 社会福祉施設の職員として勤務した期間(イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。)

2 情緒障害児短期治療施設の長は、二年に一回以上、その資質の向上のための知事が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(心理療法等)

第九十三条 情緒障害児短期治療施設における心理療法及び生活指導は、児童の社会的適応能力の回復を図り、児童が、当該情緒障害児短期治療施設を退所した後、健全な社会生活を営むことができるようにすることを目的として行わなければならない。

2 情緒障害児短期治療施設における家庭環境の調整は、児童の保護者に児童の状態及び能力を説明するとともに、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。

(自立支援計画の策定)

第九十四条 情緒障害児短期治療施設の長は、前条第一項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童及びその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第九十五条 情緒障害児短期治療施設の設置者は、自らその行う法第四十三条の五に規定

する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(児童と起居を共にする職員)

第九十六条 情緒障害児短期治療施設における児童と起居を共にする職員については、第六十四条の規定を準用する。

(関係機関との連携)

第九十七条 情緒障害児短期治療施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

## 第十一章 児童自立支援施設

(設備の基準)

第九十八条 児童自立支援施設の学科指導に関する設備については、小学校、中学校又は特別支援学校の設備の設置基準に関する学校教育法の規定を準用する。ただし、学科指導を行わない場合にあつては、この限りでない。

2 前項に規定する設備以外の設備については、第五十六条(第二号ただし書を除く。)の規定を準用する。ただし、男子と女子の居室は、これを別にしなければならない。

(職員)

第九十九条 児童自立支援施設の設置者は、児童自立支援専門員(児童自立支援施設において児童の自立支援を行う者をいう。以下同じ。)、児童生活支援員(児童自立支援施設において児童の生活支援を行う者をいう。以下同じ。)、嘱託医及び精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士並びに調理員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童自立支援施設において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

3 心理療法を行う必要があると認められる児童十人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。

4 心理療法担当職員は、学校教育法に規定する大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法に規定する大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第二百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有し、

かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならない。

5 実習設備を設けて職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。

6 児童自立支援専門員及び児童生活支援員の総数は、児童おおむね四・五人につき一人以上とする。

(児童自立支援施設の長の資格等)

第百条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、知事の指定する児童自立支援専門員養成所（以下「養成所」という。）が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

一 医師であつて、精神保健に関して学識経験を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 児童自立支援専門員の職にあつた者等児童自立支援事業に五年以上（養成所が行う児童自立支援専門員として必要な知識及び技能を習得させるための講習の課程（以下「講習課程」という。）を修了した者にあつては、三年以上）従事した者

四 知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が五年以上（養成所が行う講習課程を修了した者にあつては、三年以上）であるもの

イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間

ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

ハ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）

2 児童自立支援施設の長は、二年に一回以上、その資質の向上のための知事が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(児童自立支援専門員の資格)

第百一条 児童自立支援専門員は、医師であつて精神保健に関して学識経験を有する者又は社会福祉士の資格を有する者その他規則に定める者でなければならない。

(児童生活支援員の資格)

第百二条 児童生活支援員は、保育士若しくは社会福祉士の資格を有する者又は三年以上



児童自立支援事業に従事した者でなければならない。

(生活指導等)

第百三条 児童自立支援施設における生活指導及び職業指導は、すべて児童がその適性及び能力に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができるよう支援することを目的として行わなければならない。

2 学科指導については、学校教育法第三十三条及び第四十四条の規定に基づき文部科学大臣が定める学習指導要領を準用する。ただし、学科指導を行わない場合にあつては、この限りでない。

3 生活指導、職業指導及び家庭環境の調整については、第六十一条(第二項を除く。)の規定を準用する。

(自立支援計画の策定)

第百四条 児童自立支援施設の長は、前条第一項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童及びその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第百五条 児童自立支援施設の設置者は、自らその行う法第四十四条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(児童と起居を共にする職員)

第百六条 児童自立支援施設の長は、児童自立支援専門員及び児童生活支援員のうち少なくとも一人を児童と起居を共にさせなければならない。

(関係機関との連携)

第百七条 児童自立支援施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

(心理学的及び精神医学的診査等)

第百八条 児童自立支援施設においては、入所している児童の自立支援のため、随時心理学的及び精神医学的診査並びに教育評価(学科指導を行う場合に限る。)を行わなければならない。

第四章中第三十五条を第五十五条とし、第三十四条を第五十四条とする。

第三十三条第二項中「(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第二二条に規定する社会福祉士をいう。)」を削り、同条を第五十三条とし、第四章中第三十

二条を第五十二条とする。

第四章を第六章とする。

第三章中第三十一条を第五十一条とし、第二十七条から第三十条までを二十条ずつ繰り下げる。

第二十六条第一項第二号中「(地域保健法(昭和二十二年法律第一百号)第五条第一項に規定する保健所をいう。以下同じ。)」及び「(栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)第一条第一項に規定する栄養士をいう。以下同じ。)」を削り、第三章中同条を第四十六条とし、第二十五条を第四十五条とする。

第三章を第五章とする。

第二章中第二十四条を第二十五条とし、同条の次に次の二章を加える。

### 第三章 乳児院

(設備の基準)

第二十六条 乳児院(乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)十人未満を入所させる乳児院を除く。)の設備の基準は、次のとおりとする。

一 寝室、観察室、診察室、病室、ほふく室、相談室、調理室、浴室及び便所を設けること。

二 寝室の面積は、乳幼児一人につき二・四七平方メートル以上であること。

三 観察室の面積は、乳児一人につき一・六五平方メートル以上であること。

第二十七条 乳幼児十人未満を入所させる乳児院の設備の基準は、次のとおりとする。

一 乳幼児の養育のための専用の室及び相談室を設けること。

二 乳幼児の養育のための専用の室の面積は、一室につき九・九一平方メートル以上とし、乳幼児一人につき二・四七平方メートル以上であること。

(職員)

第二十八条 乳児院(乳幼児十人未満を入所させる乳児院を除く。)の設置者は、小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員(個別的な配慮が必要な児童等に対応する者のことをいう。以下同じ。)、家庭支援専門相談員(児童の家族の再統合に向けた支援等を行う者のことをいう。以下同じ。)、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院において乳幼児の養育に五年以上従事した者又は法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

3 心理療法を行う必要があると認められる乳幼児又はその保護者十人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員（虐待等により心理療法を必要とする利用者等の心理的ケア等を行う者のことをいう。以下同じ。）を置かなければならない。

4 心理療法担当職員は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならぬ。

5 看護師の数は、乳児及び満二歳に満たない幼児おおむね一・六人につき一人以上、満二歳以上満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の幼児おおむね四人につき一人以上（これらの合計数が七人未満であるときは、七人以上）とする。

6 看護師は、保育士又は児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）をもつてこれに代えることができる。ただし、乳幼児十人の乳児院には二人以上、乳幼児が十人を超える場合は、おおむね十人増すごとに一人以上看護師を置かなければならぬ。

7 前項に規定する保育士のほか、乳幼児二十人以下を入所させる施設の設置者は、保育士を一人以上置かなければならない。

第二十九条 乳幼児十人未満を入所させる乳児院の設置者は、嘱託医、看護師、家庭支援専門相談員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。

2 看護師の数は、七人以上とする。ただし、その一人を除き、保育士又は児童指導員をもつてこれに代えることができる。

（乳児院の長の資格等）

第三十条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、知事が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

一 医師であつて、小児保健に関して学識経験を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 乳児院の職員として三年以上勤務した者

四 知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は知事が指定する講習会の課程を修了したもの

イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は

市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間

ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

ハ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）

2 乳児院の長は、二年に一回以上、その資質の向上のための知事が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（養育）

第三十一条 乳児院における養育は、乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進することを目的とし、その人格の形成に資することとなるものでなければならない。

2 養育の内容は、乳幼児の年齢及び発達の段階に応じて必要な授乳、食事、排せつ、もく浴、入浴、外気浴、睡眠、遊び及び運動のほか、健康状態の把握、第十六条第一項に規定する健康診断及び必要に応じ行う感染症等の予防処置を含むものとする。

3 乳児院における家庭環境の調整は、乳幼児の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。

（乳児の観察）

第三十二条 乳児院（乳幼児十人未満を入所させる乳児院を除く。）においては、乳児が入所した日から、医師又は嘱託医が適当と認めた期間、当該乳児を観察室に入所させ、その心身の状況を観察しなければならない。

（自立支援計画の策定）

第三十三条 乳児院の長は、第三十一条第一項の目的を達成するため、入所中の個々の乳幼児について、乳幼児及びその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

（業務の質の評価等）

第三十四条 乳児院の設置者は、自らその行う法第三十七条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

（関係機関との連携）

第三十五条 乳児院の長は、児童相談所及び必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター（地域保健法（昭和二十二年法律第一百一号）第十八条第一項に規定する市町村保健センターをいう。）等関係機関と密接に連携して乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

第四章 母子生活支援施設

（設備の基準）

第三十六条 母子生活支援施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 母子室、集会又は学習を行う室及び相談室を設けること。
- 二 母子室は、これに調理設備、浴室及び便所を設けるものとし、一世帯につき一室以上とすること。
- 三 母子室の面積は、三十平方メートル以上であること。
- 四 乳幼児を入所させる母子生活支援施設には、付近にある保育所又は児童厚生施設が利用できない等必要があるときは、保育所に準じる設備を設けること。
- 五 乳幼児三十人未満を入所させる母子生活支援施設にあつては静養室を、乳幼児三十人以上を入所させる母子生活支援施設にあつては医務室及び静養室を設けること。

(職員)

- 第三十七条 母子生活支援施設の設置者は、母子支援員(母子生活支援施設において母子の生活支援を行う者をいう。以下同じ。)、嘱託医、少年を指導する職員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。
- 2 心理療法を行う必要があると認められる母子十人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。
- 3 心理療法担当職員は、学校教育法に規定する大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならぬ。
- 4 配偶者からの暴力を受けたこと等により個別に特別な支援を行う必要があると認められる母子に当該支援を行う場合には、個別対応職員を置かなければならない。
- 5 母子支援員の数は、母子十世帯以上二十世帯未満を入所させる母子生活支援施設にあつては二人以上、母子二十世帯以上を入所させる母子生活支援施設にあつては三人以上とする。

- 6 少年を指導する職員の数は、母子二十世帯以上を入所させる母子生活支援施設にあつては、二人以上とする。

(母子生活支援施設の長の資格等)

第三十八条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、知事が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- 一 医師であつて、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 母子生活支援施設の職員として三年以上勤務した者

- 四 知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は知事が指定する講習会の課程を修了したもの
- イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間
  - ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間
  - ハ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）

2 母子生活支援施設の長は、二年に一回以上、その資質の向上のための知事が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（母子支援員の資格）

第三十九条 母子支援員は、保育士、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者その他規則に定める者でなければならない。

（生活支援）

第四十条 母子生活支援施設における生活支援は、母子を共に入所させる施設の特性を生かしつつ、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう、個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、助言及び指導並びに関係機関との連絡調整を行う等の支援により、その自立の促進を目的とし、かつ、その私生活を尊重して行わなければならない。

（自立支援計画の策定）

第四十一条 母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成するため、入所中の個々の母子について、母子及びその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

（業務の質の評価等）

第四十二条 母子生活支援施設の設置者は、自らその行う法第三十八条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

（保育所に準じる設備及び職員）

第四十三条 第三十六条第四号の規定により、母子生活支援施設に、保育所に準じる設備を設けるときは、第五章の規定（第四十七条第二項を除く。）を準用する。

2 保育所に準じる設備を設けた場合に当該施設に置くべき保育士の数は、乳幼児おおむね三十人につき一人以上とする。ただし、一人を下回ることはいできない。

(関係機関との連携)

第四十四条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子自立支援員（母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第八条第一項に規定する母子自立支援員をいう。以下同じ。）、児童の通学する学校、児童相談所、母子福祉団体（母子及び寡婦福祉法第六条第六項に規定する母子福祉団体をいう。以下同じ。）及び公共職業安定所（厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第二十三条第一項に規定する公共職業安定所をいう。以下同じ。）並びに必要に応じ児童家庭支援センター、婦人相談所（売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十四条第一項に規定する婦人相談所をいう。以下同じ。）等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。

第二十三条を第二十四条とし、第二十二條を第二十三条とし、第二十一条を第二十二條とする。

第二十条第五項中「社会福祉法」の下に「（昭和二十六年法律第四十五号）」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「助産又は」を「当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の設置者は、第一項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させなければならない。

第一章中第二十条を第二十一条とし、第十七条から第十九條を一条ずつ繰り下げ、第十条の次に次の一条を加える。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第十七条 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の設置者は、入所中の児童に係る知事が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げる場所により管理しなければならない。

一 当該児童に係る当該金銭及びこれに準じるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「児童に係る金銭」という。）をその他の財産と区分するごと。

二 児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

三 児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。

四 当該児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させること。

附則第二条第一項及び第二項中「第二十五条第五号」を「第四十五条第五号」に改め、同条第三項中「第二十七条第二項」を「第四十七条第二項」に改める。

附則第三条中「第二十七条第二項」を「第四十七条第二項」に改める。

附則第四条中「第二十五条第二号」を「第四十五条第二号」に改める。

#### 附則

##### (施行期日)

第一条 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

##### (経過措置)

第二条 平成二十三年六月十七日前において既に存していた乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設及び児童自立支援施設の建物（建築中のものを含み、同日以後に全面的に改築されたものを除く。）であつて、同日以後この条例の施行の日まで引き続き使用されているものに係るこの条例による改正後の児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第二十六条第一号、第二十七条第一号、第三十六条第一号又は第五十六条第一号（新条例第九十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第二十六条第一号中「相談室、調理室」とあるのは「調理室」と、新条例第二十七条第一号中「専用の室及び相談室」とあるのは「専用の室」と、新条例第三十六条第一号中「学習を行う室及び相談室」とあるのは「学習を行う室」と、新条例第五十六条第一号中「相談室、調理室」とあるのは「調理室」とする。

第三条 平成二十三年六月十七日前において既に存していた乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設又は児童自立支援施設の建物（建築中のものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築されたものを除く。）であつて、同日以後この条例の施行の日まで引き続き使用されているものに係る新条例第二十六条第二号、第二十七条第二号、第三十六条第二号及び第三号、第五十六条第二号（新条例第九十八条第二項において準用する場合を含む。）又は第六十六条第七号の規定の適用については、新条例第二十六条第二号中「二・四七平方メートル」とあるのは「一・六五平方メートル」と、新条例第三十六条第二号中「これに調理設備、浴室及び便所を設けるものとし、一世帯」とあるのは「一世帯」と、同条第三号中「三十平方メートル」とあるのは「おおむね一人につき三・三平方メートル」と、新条例第五十六条第二号中「四人」とあるのは「十五人」と、「四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居



室の一室の定員は、これを六人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とする」とあるのは「三・三平方メートル以上とすること」と、新条例第六十六条第七号中「四人」とあるのは「十五人」と、「四・九五平方メートル以上とすること」。

ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は、これを六人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とする」とあるのは「三・三平方メートル以上とすること」とする。

第四条 平成二十三年六月十七日前において既に乳児院、児童養護施設又は児童自立支援施設（以下この条において「乳児院等」という。）に置かれていた家庭支援専門相談員に相当する者であつて、同日以後この条例の施行の日まで引き続き置かれているものは、新条例第二十八条第二項、第五十七条第二項又は第九十九条第二項の規定にかかわらず、当該乳児院等における家庭支援専門相談員となることができる。

第五条 平成二十三年九月一日前において既に乳児院、母子生活支援施設又は児童養護施設の長であつた者であつて、同日以後この条例の施行の日まで引き続き長である者については、新条例第三十条第一項、第三十八条第一項又は第五十八条第一項の規定は適用しない。

第六条 平成二十三年六月十七日前において既に存していた障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号。以下「整備法」という。）第五条による改正前の児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「旧法」という。）第四十二条に規定する知的障害児施設であつて、整備法附則第三十四条第一項の規定により整備法第五条による改正後の児童福祉法（以下「新法」という。）第三十五条第三項又は第四項に基づき新法第四十二条に規定する障害児入所施設として設置しているものとみなされたもの（同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）については、当分の間、新条例第六十六条第七号の規定を適用する場合には、同号中「四人」とあるのは「十五人」と、「四・九五平方メートル以上とすること」。ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は、これを六人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とする」とあるのは「三・三平方メートル以上とすること」とする。

第七条 平成二十四年四月一日前において既に存していた旧法第四十三条に規定する知的障害児通園施設であつて、整備法附則第三十四条第二項の規定により新法第三十五条第三項又は第四項に基づき新法第四十三条に規定する児童発達支援センターとして設置しているものとみなされたものに対する新条例第八十一条第二項の規定の適用については、

同項中「児童おおむね四人につき一人」とあるのは、「おおむね乳幼児の数を四で除して得た数及び少年の数を七・五で除して得た数の合計数」とする。

2 平成二十四年四月一日前において既に存していた旧法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児施設（通所のみにより利用されるものに限る。）であつて、整備法附則第三十四条第二項の規定により新法第三十五条第三項又は第四項に基づき新法第四十三条に規定する児童発達支援センターとして設置しているものとみなされたものに対する新条例第八十一条第六項の適用については、同項中「言語聴覚士及び」とあるのは「聴能訓練担当職員（聴能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）、言語機能訓練担当職員（言語機能の訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）及び」と、「言語聴覚士の数は、四人」とあるのは「聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員の数は、それぞれ二人」とする。